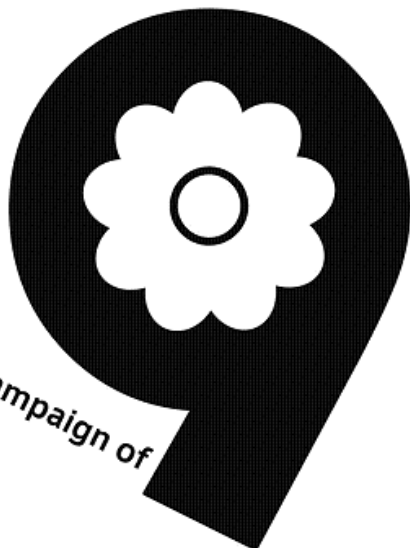


武力で平和はつukれない! NO.1

9条キャンペーン

私たちは9条をえらびます。 <http://www.peace-forum.com>

9条キャンペーン事務局：平和フォーラム内 Tel 03-5289-8222



もう一度憲法9条について考えてみませんか？

1947年5月3日に施行された日本国憲法は「平和憲法」と呼ばれていますが、これは憲法前文に謳う「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」などの記述と、「戦争放棄」「戦力不保持」「交戦権否認」を定めた第9条に由来しています。

◎日本国憲法

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

アジア・太平洋戦争による アジア地域の死者数	
地域	死者数(人)
日本	3,100,000以上
朝鮮	約200,000
中国	10,000,000以上
台湾	30,000以上
フィリピン	1,111,938
ベトナム	約2,000,000
ビルマ	約150,000
マレーシア・シンガポール	100,000以上
インドネシア	約4,000,000
インド	約3,500,000
モルジブ	数千人
オーストラリア	23,365
ニュージーランド	11,625
※タイ・ラオスは不詳 ※各国政府公表、他	

第二次世界大戦によって多くの命が失われ、日本が起こした侵略戦争により近隣諸国に多大な被害(死者数、推定2,000万人以上)を与えたという反省から、このような世界にも類を見ない画期的な憲法が誕生したのです。

1947年8月2日に、当時の文部省によって全国の中学1年生向けに発行された、憲法に関する教科書「あたらしい憲法のはなし」には、「兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたない」「よその國と争いごとがおこったとき、けっして戦争によって、相手をまかせて、じぶんのいいぶんをとおそうとしない」「國の力で、相手をおどすようなことは、いっさいしない」と書かれています。これは、憲法制定当時の国内の「戦争は二

度とごめんだ」という雰囲気を与えています。

当時の吉田茂首相も1946年の国会答弁で「戦争放棄に関する本案の規定は、直接には自衛権を否定はしておりませぬが、第9条第2項において一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、また交戦権も放棄したのであります」「近年の戦争の多くは国家防衛権の名においておこなわれたことは顕著なる事実であります。故に正当防衛権を認むることが偶々戦争を誘発する所以であると思うのであります」と語っています。

ところが、その後つくられた自衛隊は膨張をつづけ、戦後63年の間に、年間4兆7,000億円にもものぼる巨額な予算を計上する世界的にも有数な軍隊になってしまいました。そして、「解釈改憲」により「専守防衛」を旨としていたはずの自衛隊は、いつの間にか海外にも送られるようになり、実質的に戦争に参加するようになったのです。

あたらしい憲法のはなし 6 戦争の放棄

こんどの憲法では、日本の國が、けっして二度と戦争はしないように、二つのことをきめました。その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。これからさき日本には、陸軍の海軍もくうぐんもないのです。これを戦力の放棄といいます。「放棄」とは「すててしまう」ということです。しかしみなさんは、けっして心ほそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの國よりさきに行つたのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません。

もう一つは、よその國と争いごとがおこったとき、けっして戦争によって、相手をまかせて、じぶんのいいぶんをとおそうとしないということをきめたのです。おだやかにそうだんをして、きまりをつけようというのです。なぜならば、いくさをしかけることは、けっきょく、じぶんの國をほろぼすようなはめになるからです。また、戦争とまでゆかずとも、國の力で、相手をおどすようなことは、いっさいしないことにきめたのです。これを戦争の放棄というのです。そうしてよその國となかよくして、世界中の國が、よい友だちになってくれるようになれば、日本の國は、さかえてゆけるのです。



9条缶バッジ (丸3cm) 100円

みんなで9条缶バッジをつけましょう